備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十七　海上自衛隊呉教育隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
幸町一番一号	幸町（次の図面に示す部分に限る。）	広島県呉市	青山町、海岸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町、三条一丁目から四丁目まで、三和町（次の図面に示す部分に限る。）、清水一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町、中央二丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、中通一丁目から四丁目まで、西愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、西中央一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西三津田町（次の図面に示す部分に限る。）、東愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、東川原石町（次の図面に示す部分に限る。）、東三津田町（次の図面に示す部分に限る。）、本通一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、本町、宮原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、室瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、八幡町（次の図面に示す部分に限る。）、山手一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、両城一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、和庄本町（次の図面に示す部分に限る。）及び和庄登町（次の図面に示す部分に限る。）
		広島県呉市	一　北緯三十四度十三分五十秒、東経百三十二度三十分九秒の点 二　北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度三十三分〇秒の点 三　北緯三十四度十四分二十三秒、東経百三十二度三十二分四十七秒の点 四　北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分五十秒の点 一に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四を結ぶ海岸線により囲まれた海域

二百十八　海上自衛隊呉艦隊基地隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
幸町七番一号	幸町（次の図面に示す部分に限る。）	広島県呉市	青山町、海岸一丁目、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町、三条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三和町（次の図面に示す部分に限る。）、清水一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、中通一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東川原石町（次の図面に示す部分に限る。）、本通一丁目から三丁目まで、本町（次の図面に示す部分に限る。）、宮原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、宮原村（次の図面に示す部分に限る。）、室瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、八幡町（次の図面に示す部分に限る。）、山手一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに両城一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
		広島県呉市	一　北緯三十四度十三分五十三秒、東経百三十二度三十二分四十二秒の点 二　北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分三十六秒の点 一に掲げる点と二に掲げる点を結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。